

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について（依頼）

日頃から、東京都の障害者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

東京都は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業を実施します。

本事業に係る補助金の申請は、**令和8年4月10日（金）**までに「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書（以下「計画書」という。）」を東京都知事に提出する必要があります。計画書の提出にあたっては、以下の「東京都障害者サービス情報」に計画書の様式、提出フォーム及び問合せフォームを掲載しておりますので、必要事項を御記入の上、下記のとおり、提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和8年4月10日（金曜日）

2 提出先

東京都

下記、LOGO フォームより提出をお願いいたします。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1450663>



3 提出様式等

下記「東京都障害者サービス情報」よりダウンロードの上、作成をお願いいたします。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-064>

4 注意事項

(1) 計画書の提出期限は、**令和8年4月10日（金）**です。

期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。

(2) 「令和7年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」の交付を受けているにも関わらず、実績報告書が未提出の場合は、当該実績報告書の提出を確認した後でないと、本事業の計画書を受け付けることはできません。

(3) 本事業の計画書は、**八王子市内および児童相談所設置区の障害福祉サービス事業所等についても提出先は東京都**になります。

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書とは提出先が異なりますので、本補助金の計画書に対象事業所の記入漏れがないよう御注意ください。万が一、記入漏れがあった場合には本補助金の対象にはなりませんので御注意ください。

(4) 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出期限は、令和8年4月15日（水）を予定しております。別途、お知らせいたします。

(5) 賃金改善を行った上で、令和8年12月末日までに実績報告書を提出する必要があります。

※「誓約」を選択した場合は、実績報告書の提出までに要件整備を行う必要があります。

(6) 補助対象となる経費の範囲については、要綱を必ずご確認ください。なお、下記ア～ウに該当した場合は、返還となります。

ア 補助金の補助額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら「特別事情届出書」の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合（期限内に誓約した内容が満たされていない場合を含む）。

イ 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合。

ウ 障害者総合支援法その他の関係法令に違反した場合。

(7) 本補助金については、全職員に計画書の周知と、賃金改善を行う方法等について職員に周知する必要があります。実施しない場合は、補助要件を満たしませんのでご注意ください。

5 お問合せ

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和8年4月8日（水）までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

問合せフォーム <https://logoform.jp/form/tmgform/1457408>



※計画書の提出に関するお問合せはお早目をお願いします。（提出期限間近でのフォームでのお問合せには、対応できない可能性があります。）

東京都福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 処遇改善担当

補助金の入金は、7月頃を予定しております。

なお、提出書類に不備があると、支払時期が遅くなる可能性がありますので、早期支払いのためにも不備のないよう書類の作成をお願いいたします。